

人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会 概要

■令和元年度の取組経過

令和元年7月 スクラムミーティングにおいて、将来にわたって安定的に行政サービスを提供していくため、県と21市町で研究会を設置し調査及び研究を行っていくことを確認

令和元年8月 「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」設置

【メンバー 座長：長崎大学山口准教授、21市町・県職員（事務局：県、市長会、町村会）】

●開催実績：4回（総務省委託事業「新たな広域連携促進事業」を活用）

●調査・研究内容：◆アンケート調査等の実施

・専門技術職員の不足、地域偏在状況等の調査

・ICT（AI・RPA等）の共同導入等に向けた可能性の調査

◆人口減少社会において課題と考えられることの把握と対策の検討

・全国の動向の共有（地制調 勢一委員講演）、ICTの活用事例の共有・導入検討

・アンケート結果の共有、今後必要となる業務効率化や連携の方向性について検討・共有

【検討結果（今後の展開）】

●具体的な検討の場の設置

→優先度や困難度を考慮したうえで、県や複数市町が共通課題として考える業務を抽出し、具体的な検討を実施

●「人口減少社会に適応した行政サービスのあり方研究会」の継続

→新たに生じる課題や全国の動向、先進技術の情報等を共有・協議する場として継続開催、併せて連携の創出機会を提供

■令和2年度以降の取組方針

令和2年6月 令和2年度第1回研究会開催（今年度の方向性の共有、重要検討項目の確認等）

令和2年度第1回研究会において、次の4項目を重要検討項目として検討していくことを確認

- ①人材確保・育成 : 専門人材の確保・育成方法、自治体OBや外部人材の活用、採用説明会等の共同実施 等
- ②マイナンバーカード普及 : 普及に向けた情報共有・連携、コンビニ交付サービス等の共同導入 等
- ③ICT活用・共同導入 : 共同導入、既存ICT技術の活用促進、ICT人材確保・育成の検討 等
- ④県と市町の協働・連携 : 協働・連携して実施できる事業の検討、重複事業の見直し 等

令和2年7月 スクラムミーティング（昨年度の取組経過及び2年度以降の取組方針の報告）

令和2年7月以降 上記重点検討4項目について、既存の会議体や新たな分科会を活用し具体的な検討を実施

令和2年9月 第2回研究会（地制調答申内容の共有）

令和3年2月頃 第3回研究会（令和3年度以降の取組内容等の検討）

以降 事業化・具体化に向けたさらなる検討

※参加を希望する市町で構成。
検討テーマは参加市町の
意向を踏まえ決定する。

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

1. 基本的な認識

- **2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進み**、更新時期の到来したインフラは増加。支え手・担い手の減少など資源制約に伴い、地域社会の持続可能性に関する様々な課題が顕在化
「地域の未来予測」を踏まえ、**技術を活かした対応、地域や組織の枠を越えた連携**を長期的な視点で選択する必要
- **新型コロナウイルス感染症**への対応を通じ、住民に身近な**地方公共団体が提供する行政サービスの重要性**や、人、組織、地域がつながり合う**デジタル社会の可能性**が広く認識。また、**人口の過度の偏在に伴うリスク**が浮き彫りに。

地方行政のあり方を変化・リスクに適応したものへと転換する必要

目指すべき地方行政の姿

地方行政のデジタル化 (→2) → Society5.0における技術の進展を最大限活用し、時間/場所を問わず迅速/正確な行政サービスの提供を推進

公共私連携 (→3) / **地方公共団体の広域連携** (→4)

→ 資源制約の下でも、地域に住民が安心して快適に生活を営む地域社会を形成/都市・地域のスマート化の実現

→ 都道府県間の連携・協力によって、人の往来が活発な大都市圏の広域課題に対応

地方議会 (→5)

→ 資源制約の下で一層重要な役割を果たせるよう、多様な住民の参画を推進

2. 地方行政のデジタル化

- ✓ 従来の技術や慣習を前提とした行政体制を変革。Society5.0における技術の進展を最大限活用し、スマートな自治体行政へ
- ✓ マイナンバー制度は国・地方を通じたデジタル化の基盤に。地方行政のデジタル化に向けて、国が果たすべき役割はより重要に

① 国・地方を通じた行政手続のデジタル化

- 行政手続のオンライン化をはじめ地方行政のデジタル化は、住民が迅速/正確に行政サービスを受取るために不可欠
- 国・地方共通の基盤であるマイナンバー制度の活用とマイナンバーカードの機能発揮を通じた普及を図り、行政手続のデジタル化を推進

② 地方公共団体の情報システムの標準化

- 国は、地方公共団体の基幹系システムについて、法令に根拠を持つ標準を設定。地方公共団体は、原則として、当該標準に則って各事業者が開発したシステムを利用

③ AI等の活用

- 国は、地方公共団体のAI等の技術開発を支援
幅広く活用すべき技術の全国利用を促進

④ 人材面の対応

- 国は、地方公共団体のICT専門人材の確保等を支援

⑤ データ利活用と個人情報保護制度

- 官民相互のデータ利活用を円滑化していくことが重要であり、それに対応した個人情報保護制度の積極的な議論を期待

第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」の概要（令和2年6月26日総理手交）

3. 公共私連携

✓ 住民に必要なサービスを確保していくため、行政のほか、コミュニティ組織、NPO、企業等の地域社会の多様な担い手の連携が重要に

① 連携・協働のプラットフォーム構築

- 地域の多様な主体の連携・協働のプラットフォームを市町村が構築
- 民間人材と地方公務員の交流環境の整備
(例：多様な任用形態・兼業許可の活用等)

② 地縁法人制度の再構築・共助の担い手の基盤強化

- 地域課題への取組を行う地縁法人制度として、認可地縁団体制度（自治会による不動産保有のための法人制度）を再構築
- 市町村は、共助の担い手に人材・資金・ノウハウ等を支援
(例：地域運営組織・集落ネットワーク圏、地域おこし協力隊・企業人)

4. 地方公共団体の広域連携

広域連携による基礎自治体の行政サービス提供

✓ 地域において住民が安心して快適に生活を営むことができるようにするため、住民の生活機能の確保や、持続可能な都市構造への転換・都市/地域のスマート化の実現などのまちづくりなどのため、市町村による他の地方公共団体との自主的な連携が重要

都道府県の区域を越えた連携

✓ 広域課題への対応には、都道府県間の一層緊密な協力関係が必要に

① 市町村連携の課題への対応

- 定住自立圏、連携中枢都市圏等の市町村連携の取組を深化
 - ✓ 連携計画の作成等の役割を担う市町村と、他の市町村による連携施策のPDCAサイクルの整備
 - ✓ 公共私連携の強化のため、共私からの意見聴取・提案検討
 - ✓ 市町村連携を前提として、都道府県からの積極的な事務移譲

が重要

※法制度化には、関係者と十分な意見調整が必要

② 都道府県による市町村の補完・支援体制の強化

- 多様な市町村の現状を踏まえ、きめ細やかな都道府県による補完・支援が必要
- 市町村から都道府県に役割分担の協議を要請する仕組みも検討

③ 多様な連携による生活機能の確保

- 多様な市町村間の広域連携により住民の生活機能を確保(関係市町村に適切に財政措置)

都道府県の区域を越えた広域課題への対応

- 大規模な災害や感染症への対応など、都道府県を越えた広域的な課題に対し、都道府県相互の協力関係の構築が必要
- 人口の移動が特に多い東京圏では、国も連携し、継続的に協力・調整を行う体制の構築が必要

5. 地方議会

✓ 資源制約に伴って合意形成が困難な課題が増大する中、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を行う場である地方議会に、より多様な層の住民が参画できるようにすることが必要

【無投票当選者割合】
都道府県26.9%、指定都市3.4%、市2.7%、町村23.3%

① 請負禁止の緩和

- 禁止される請負の範囲の明確化等（個人の請負の一部緩和も検討）

② 立候補環境の整備

- 立候補に伴う不利益取扱いを禁止